

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月27日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第21 総務課の表中

「

18 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号)第23条の規定による事務	○		
---	---	--	--

」を

「

18 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号)第23条の規定による事務	○		
19 電算業務の運用	○		
20 電算業務の処理		○	
21 電算機器及びデータの管理		○	

」に改める。

別表第23 保険管理課の表中

「

3 電算業務の処理及び運用		○	
4 電算機器及びデータの管理		○	

5 高確法の規定による医療の受給資格の取得又は喪失の認定		○	
6 高確法の規定による被保険者証の発行及び回収		○	

」を

「

3 高確法の規定による医療の受給資格の取得又は喪失の認定		○	
4 高確法の規定による被保険者証の発行及び回収		○	

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。